

令和5年度 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和5年6月2日（金）10:00～12:00

場所 市役所本庁舎6階第7会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委嘱状交付（市民生活部次長）

3 あいさつ（市民生活部次長）

4 委員自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出について

6 議 事

（1）報告事項

- ① 鳥取市市民自治推進委員会について 【資料1】
- ② 活動計画（案）について 【資料2】
- ③ 「協働のまちづくり」の取組について 【資料3】
- ④ 公民連携デスクについて 【資料4】
- ⑤ 市民まちづくり提案事業について 【資料5】

（2）協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業（自主事業部門）審査会委員の選出について 【資料5】

（3）その他

7 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【R5.4.1～R7.3.31】

(50音順)

氏名	所属等	区分
カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による者
クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
サトウ マサシ 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
スズキ ツタオ 鈴木 伝男	公募委員	公募による者
タナカ ヨシオ 田中 精夫	公募委員	公募による者
タニグチ マスミ 谷口 真澄	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
トクダ マサコ 徳田 昌子	鳥取市連合婦人会副会長	民間団体に属する者
ナカガワ ゲンヨウ 中川 玄洋	(特非) bankup 代表理事	民間団体に属する者
マツモト ミチエ 松本 美智恵	(社福)鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課長	民間団体に属する者

「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について

1. 委員会の位置づけ等

鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」という)は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第29条に規定しています。自治基本条例の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

2. 委員数 10人以内

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

3. 任期 委嘱の日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)

補欠委員の任期は前任者の残任期間
再任可能

4. 委員会の開催

委員会は、年4回程度開催予定
開催には委員の半数以上の出席が必要

5. 委員報酬 7,000 円／回・人を費用弁償

6. 所掌事務

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること
- (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること
- (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること

資料2

第8期(令和5年度～令和6年度) 市民自治推進委員会 活動計画(案)

	令和5年度				令和6年度				
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
委員会開催月目安	①	②	③	④	①	②	③	④	
委嘱状の交付、委員長の選出	●								
活動計画の確認	●				●				
市民まちづくり提案事業(自主事業部門)審査会委員の選出	●				●				
市民活動表彰者の選考			●				●		
参画と協働のまちづくりフォーラム(啓発事業)			実施時期・方向性の決定		準備・実施				
ガイドラインの進捗確認				●				●	
委員会意見書の提出							内容の検討・作成		提出
自治基本条例の見直し答申		見直し研究	見直し審議		答申内容の検討・作成		答申		
地区公民館の幅広い活用について	随時検討(必要に応じて小委員会設置を検討)								

鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について

1 鳥取市自治基本条例

「鳥取市自治基本条例」は平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されています。本条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

本条例は、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて活きた条例となります。これまでに、フォーラムの開催や市民アンケートの実施、市報やホームページでの広報のほか、「協働のまちづくり基本方針」及び「協働のまちづくりハンドブック」の作成・説明等を行い、様々な機会に周知を図ってきました。

なお、本条例に基づき、本市の附属機関として平成20年に「市民自治推進委員会」を設置し、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項や、本条例の適切な運用及び見直しに関する事項を調査、審議していただいています。

□条例見直しの経緯

本条例は、施行の日から4年を超えない期間ごとに、本市に相応しく社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することとなっています。これまで、以下のとおり3回の検討を行いました。

①1回目の見直し

条例施行から4年を迎える平成24年9月に市長からの諮問を受け、委員会において条例の見直しについて審議がなされました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成25年3月に市長へ提出されました。その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、平成25年9月に市民政策コメントを実施した後、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、平成26年4月1日に施行となりました。

②2回目の見直し

平成29年1月に鳥取市市民自治推進委員会は市長からの諮問を受け、計4回の委員会で、現在の社会情勢や市民活動の状況、平成24年度に行われた第1回の条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら検討を行い「条項ごとに検討した結果、鳥取市自治基本条例は本市に相応しく、社会情勢にも適合している」という意見で一致しました。その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成29年3月に市長へ提出されました。

③ 3回目の見直し

令和2年4月には、鳥取市市民自治推進委員会は市長から3回目となる諮問を受け、計4回の委員会（小委員会の開催含む）で、現在の社会情勢や市民活動の状況、これまでの条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら検討を行いました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、令和2年8月に市長へ提出されました。その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、令和2年10月に市民政策コメントを実施した後、令和3年2月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、令和3年4月1日に施行となりました。

2 協働のまちづくりの推進

平成20年3月に条例が制定され、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、条例の中では、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などが定められました。この条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することとなりました。「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みよい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。

本市では、平成20年度を「協働のまちづくり元年」として位置づけ、市民と行政が適切な協力関係で支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の実現を目指しています。本市の全庁的な体制の整備として、市長を推進本部長とした「協働のまちづくり推進本部」を設置し、「協働」の考えのもと、市職員による「コミュニティ支援チーム」を本部の下に編成しました。各チームの役割は、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働のまちづくりを進めてきました。

「協働のまちづくり元年」から約10年が経過し、社会環境の変化により、地域のニーズも多様化、複雑化していきました。そのため、令和2年度から、「コミュニティ支援チーム」を「地域アドバイザー派遣事業」に変更し、地域の求めに応じて専門的な知識・経験を有する人材（アドバイザー）を地域に派遣できるようにしています。

(1) 「まちづくり協議会」の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるのかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織として、「まちづくり協議会」を提案しました。平成20年4月から「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を具体的に進めるため、61の全地域に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会が行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、61全地区で「まちづくり協議会」が設立されています。「地域コミュニティ計画」も全地区で策定され、計画に基づく地域力向上の取組が進められています。本市としても各まちづくり協議会の実施する計画に基づく事業を強力的に支援していくことを表すため、「協働のまちづくり支援宣言」を行い、宣言書を交付しています。

(2) 地区公民館を地域コミュニティの拠点として整備

自治基本条例では、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけています。この方針に基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備・充実を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制の整備を図りました。

① 地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました（現在の協働推進課）。

② 地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

③ 地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制（館長1、主任1、主事1名）に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

(3) 地区公民館の幅広い活用に向けた検討

現在、地域からは、地区公民館を民間事業者へ貸し出すことや、物資の販売に取り組みたいという要望が寄せられていますが、民間事業者や営利につながる利用を制限しています。

そこで本市では、地域組織を支援する取組の一環として、地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館を『地域のアイデアを実現できる、多様な目的で幅広く活用可能な施設』へ移行することを検討しています。

これは、地区公民館をより幅広いニーズに対して柔軟に応えられる施設とすることで地域の活性化等につなげていくことを目的とするものです。

また、福祉や防災など地域課題が多様化する中、課題毎に新たな施設を整備するのではなく、一つの施設を様々な目的で活用することで、財政負担を抑えつつ、地域課題の解決等に寄与する施設とします。

《地区公民館の多機能化》

- (1) 地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する拠点
- (2) 地域の防災拠点
- (3) 地域福祉の拠点（地域住民が集い、つながる場）
- (4) 産業振興の拠点（収益事業を含めた地域振興の場）

《期待する効果》

他地区と連携した合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、地域課題の解決や新たな地域交流の創出など、暮らしが豊かになる幅広い取組が展開されます。

3 協働のまちづくりの事業展開

鳥取市自治基本条例を施行した平成20年度を「協働のまちづくり元年」と位置付け、「協働のまちづくり基本方針」に沿って、各種方針を策定して取組を推進してきましたが、社会情勢や地域を取り巻く環境が変化し、見直しを検討する時期を迎えています。

本市では、「協働のまちづくり基本方針」に基づき、協働のまちづくりを推進するために本市が今後5年間に取り組む事項の取組指針として、令和4年3月に「協働のまちづくりガイドライン」を策定しました。（取組期間：令和4～8年度）

現状と課題をふまえ、現在取り組んでいる「地域組織のあり方検討」や「テーマコミュニティとの協働」などの継続を前提として、令和8年度までの5年間に推進していく取組を5つの視点（柱）で整理しました。（これまでの取組を継続しつつ、新たな取組も推進していきます）

	概要（取組の目的）
1	【地域コミュニティ活動の支援】 まちづくり協議会や町内会などの地域コミュニティの活動を支援し、地域の実情に合った持続可能な地域づくりをめざす
2	【テーマコミュニティ活動の支援】 市民活動団体やNPO法人などの様々なテーマで組織するコミュニティの活動を支援し、魅力と活力ある社会をめざす
3	【ボランティア活動の推進】 個人や企業も含めたボランティア活動（社会参加）を支援し、地域共生社会をめざす
4	【市政運営の課題解決につながる活動への支援】 市と市民等との協働によって市政運営の課題解決や市民サービスの向上をめざす
5	【持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）】 柱1～4の取組が促進されるように基盤となる環境・体制を整える

今後、本委員会においても、ガイドラインにおける各取組の進捗状況を報告し、調査・審議いただき、ご意見をいただく予定としております。

公民連携デスクについて

1 目的

私たちを取り巻く環境が大きく様変わりする中において、市民の皆様へ質の高い行政サービスを提供していくためには、多くの皆様の力や知恵をいただきながら市政運営を進めていくことが重要です。

民間事業者の皆様が蓄積しておられる技術や発想などによる優れたご提案をいただき、本市と一緒に取り組むことで、市政課題の解決や、市民生活の充実、まちの新たな価値の創出などにつなげていこうとするものです。

2 提案の内容

次の項目に寄与し、提案者自らが事業化することができるもの

- ・市民ニーズや地域課題への対応につながる
- ・合理的で質の高い行政サービスの提供やコスト削減につながる
- ・まちの新たな価値を創出する など

ただし、特定の個人や団体のみが利益を受ける内容や単なる営業目的の内容は受付対象外です。

3 提案できる者の条件

提案出来る者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する企業、法人、個人事業主又は任意団体とします。

4 取組の流れ



- ① デスクで民間事業者等の提案を受け付けます。
- ② 提案内容を確認し、提案者との対話や関係課との調整などを行います。
- ③ 提案者との対話等を通じて取扱方針を分類します。
- ④ 審査等を経て、採択(事業化に向けて検討すべき)となった提案について、関係課と提案者が連携して事業化に向けた検討・調整を進めます。

5 提案受付・対応状況（令和5年5月23日時点）

8 件（6 団体）	内訳	①協議案件（実施に向けて調整）	3 件
		②相談案件（継続検討）	3 件
		③引継案件（担当課で対応）	1 件
		④未分類	1 件

鳥取市市民まちづくり提案事業について

目 的

地域の課題解決やまちの活性化等のために市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を支援することにより、市民活動を活性化し、もって市民と行政の協働のまちづくりを推進する。

<自主事業部門>

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(自主事業部門)審査会で審査

審査委員：5名以内（鳥取市市民自治推進委員から1名）

委嘱期間：委嘱日から令和6年3月31日まで

趣旨・内容	地域課題の解決やSDGs 17の目標達成のために取り組む事業その他住みやすいまちづくりのために取り組む事業であって、提案者が自ら企画し、実施するもの
助成上限額	10万円
助成率	1回目：10分の10、2回目：5分の4、3回目：4分の3
対象者	市民活動拠点アクティブととりに登録する市民活動団体
助成件数	予算の範囲内（令和5年度：3件程度）
実績 (助成団体数 /申請団体数)	市民活動促進部門 ※スタート型：設立3年未満、ステップアップ型：設立1年以上 R2年度 1団体/1団体（スタート型1団体） R3年度 4団体/5団体（スタート型2団体、ステップアップ型2団体） 自主事業部門 R4年度 3団体/4団体
令和4年度 支援事業	・五色百人一首万葉かるた大会 ・久松山麓合唱祭 ・食を通じて異文化体験 ○○パーティにイコット

<協働事業部門>

別途設置する審査会（該当する行政課題を担当する管理職員等で構成）において審査

趣旨・内容	市が示す行政課題の解決のため団体等が企画立案する事業であって、市と協働で実施することにより、より効果が期待できるもの
助成上限額	行政課題ごとに定める額
助成率	10/10
対象者	市民活動団体、事業者等
実績 (助成団体数 /申請団体数)	R2 年度 ①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業 1団体/1団体 ②福祉と文化芸術の連携によるまちの活性化につながる事業 1団体/1団体 R3 年度 ①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業 1団体/1団体 ②協働のまちづくりを推進する民間視点の仕組みづくり事業 1団体/1団体 R4 年度 ①公共施設を活用した脱炭素の取組啓発 1団体/1団体 ②日本遺産を生かしてまちを元気に 1団体/1団体